

品川区休日保育事業実施要綱

制定	平成12年3月10日	区長決定	要綱第63号
改正	平成13年3月30日	区長決定	要綱第178号
改正	平成15年8月22日	事業部長決定	要綱第73号
改正	平成16年4月20日	事業部長決定	要綱第66号
改正	平成21年3月31日	事業部長決定	要綱第267号
改正	平成23年3月28日	区長決定	要綱第51号
改正	平成27年3月24日	事業部長決定	要綱第128号
改正	平成28年1月29日	区長決定	要綱第21号
改正	平成30年3月1日	区長決定	要綱第25号
改正	平成30年4月1日	事業部長決定	要綱第42号
改正	平成31年3月7日	部長決定	要綱第44号
改正	令和3年3月19日	区長決定	要綱第110号
改正	令和4年12月12日	区長決定	要綱第237号
改正	令和5年 7月12日	部長決定	要綱第152号
改正	令和6年 3月11日	区長決定	要綱第184号
改正	令和7年 4月 1日	区長決定	要綱第367号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が就労等により休日において就学前の児童を家庭で保育できない場合に保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）で、休日保育事業（以下「保育」という。）を実施することにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、休日に保育を必要とする乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。ただし、1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日までの間を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する

休日

(対象児童)

第3条 この保育の対象者は、品川区内に居住する満4か月から小学校就学前までの健康な児童であって、休日に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保護者が就労するとき。
- (2) 区長が必要であると認めたとき。

(保育の実施施設)

第4条 保育の実施は、次に掲げる施設で実施する。

- (1) 品川区立大井保育園
- (2) 品川区立中延保育園

(保育の内容)

第5条 保育の実施内容は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準拠して行うものとする。

(保育時間)

第6条 保育の実施時間は、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者と保育実施日の施設責任者が協議のうえ決定する。

(定員)

第7条 保育に係る定員は、各実施施設1日当たりおおむね20名程度とする。

(申請)

第8条 保育を受けようとする児童の保護者は、利用したい休日の1月前から3日前までに休日保育利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、第2条に定める休日および土曜日は受付日から除く。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、2回目以降の利用児童については、第1号の書類を省略することができる。

- (1) 児童が加入する健康保険証・乳幼児医療証の写し
- (2) 保護者の就労等の事実を確認するための必要な書類

3 区長は、第1項の受付に当たっては、申請順で受け付け、実施予定日の各施設における定員をおおむね超えた場合は、以降の受付を制限することができる。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して申請を行わせることができる。

(承認)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定し休日保育利用承認通知書（第2号様式）により保護者に通知する。

- 2 前項の利用の可否を決定する場合において、区長は、保護者に対して面接を行うほか必要に応じ、児童の健康診断を実施するものとする。

(利用決定の取消)

第10条 区長は、保護者または対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取消することができる。

- (1) 偽りの申請によって利用の承認を受けたとき。
- (2) 健康診断等によって保育をするのが困難と認められたとき。
- (3) 第3条に規定する保育の要件を欠くに至ったとき。
- (4) その他保育をすることが困難な事情が生じたとき。

- 2 区長は、前項の規定によって利用の承認を取消したときは、休日保育取消通知書（第3号様式）により保護者に通知する。

(利用料)

第11条 区長は、次に掲げる児童については、利用料を徴収しない。この場合において、当該児童の保護者は、第8条第1項の規定により休日保育利用申請書を提出するに当たり、区長が発行した子どものための教育・保育給付認定証または子育てのための施設等利用給付認定通知書を区長に提示しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「支援法」と言う。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであり、該当児童の保護者が月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態としている児童
- (2) 支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
- (3) 支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

(4) 支援法第30条の4第1項2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

(5) 支援法第30条の4第1項3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

2 前項各号に規定する児童以外の児童の保育を実施するときは、利用料として当該児童1人につき日額2,000円の費用を徴収する。

3 前項の利用料は、第8条の申請時に、原則として前納しなければならない。

4 既納の利用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、返還することができる。

5 利用料を納付した場合において、児童が、利用予定日に病気等により利用できなかった場合は同一年度内に限り、次回利用希望日に繰り越すことができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、申請手続きに係る事項については、別に定める日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、申請手続きに係る事項については、別に定める日から施行する。

付 則 (平成15年8月22日改正)

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。ただし、申請手続きに係る事項については、別に定める日から施行する。

付 則 (平成16年4月20日改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、申請手続きに係る

事項については、別に定める日から施行する。

付 則 （平成 21 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 23 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 27 年 3 月 24 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 28 年 1 月 29 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 30 年 3 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 30 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 31 年 3 月 7 日改正）

この要綱は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

付 則 （令和 3 年 3 月 19 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和５年７月１２日から適用する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。